

令和6年11月27日 開会

令和6年11月27日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

令和6年11月定例会

1 会 期 1日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	11月27日	水	10:00	<ul style="list-style-type: none">○開 会・議席指定・副議長選挙・会期決定・会議録署名議員の指名・諸報告・議会運営委員会委員補欠選任・広域連合一般に対する質問・第12号議案～第17号議案 上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決・第1号報告 上程、報告事項説明、質疑・第2号報告 上程、報告事項説明、質疑・議決事件の字句及び数字等の整理○閉 会

目 次

11月定例会議案等	2
11月定例会一般質問項目表	3

【11月27日（水）】

●開会	7
●議席指定	7
●副議長選挙	7
●会期決定	7
●会議録署名議員の指名（松永憲明議員、江口孝二議員）	7
●諸報告	7
●議会運営委員会委員補欠選任	7
●広域連合一般に対する質問	7
◎土淵茂勝議員	8
「1 マイナ保険証について」	
◎答弁者：事務局長兼会計管理者（馬場文則）	
横尾俊彦広域連合長	
●第12号議案～第17号議案	
○上程	10
○提案理由説明（◎横尾俊彦広域連合長）	10
○質疑・討論	12
○採決	12
●第1号報告	
○上程	12
○報告事項説明（◎横尾俊彦広域連合長）	12
○質疑	12
●第2号報告	
○上程	13
○報告事項説明（◎横尾俊彦広域連合長）	13
○質疑	13
●議決事件の字句及び数字等の整理	13
●閉会	13
〔当日配付資料〕	
・議席表	14
・諸報告	15

●11月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第12号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	令和6年11月27日 可決
第13号議案	令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計決算	令和6年11月27日 認定
第14号議案	令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算	令和6年11月27日 認定
第15号議案	令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	令和6年11月27日 可決
第16号議案	令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和6年11月27日 可決
第17号議案	専決処分について(令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	令和6年11月27日 承認
第1号報告	令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費計算書の報告について	令和6年11月27日 報告
第2号報告	放棄した債権の報告について	令和6年11月27日 報告

選挙・選任	
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙について	令和6年11月27日 平野達矢 当選決定
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員会委員の補欠選任	令和6年11月27日 選任決定

報告書等	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和6年11月27日 決定

一般質問項目表

○ 一般質問

令和6年11月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	土 淵 茂 勝	一問一答	1 マイナ保険証について

令和6年11月27日（水）

令和6年11月27日（水）

午前10時01分～午前10時35分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	議席番号・議員氏名	①	②
1. 江口 孝二	○	○	12. 増田 紀之	○	○
2. 内野 さよ子	○	○	13. 古川 英子	○	○
3. 土淵 茂勝	○	○	14. 光岡 実	欠	欠
4. 江口 正勝	○	○	15. 中村 和典	○	○
5. 今泉 藤一郎	○	○	16. 松尾 初秋	欠	○
6. 池田 道夫	○	○	17. 前田 邦幸	欠	欠
7. 大石 安弘	欠	欠	18. 野北 悟	○	○
8. 平野 達矢	欠	欠	19. 西依 義規	○	○
9. 大川 隆城	○	○	20. 伊藤 泰彦	○	○
10. 中牟田 文明	○	○	21. 松永 憲明	○	○
11. 森田 浩文	○	○	22. 松永 幹哉	○	○

【凡例】 会議時間：①10:01～10:03 ②10:04～10:35 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	坂井 英隆
副広域連合長	水川 一哉	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	馬場 文則	副事務局長兼総務課長	実本 和彦
業務課長	吉岡 将智		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉持 直幸	副局長	井上 貴仁
書記	寺崎 博隆	書記	江崎 智恵
書記	江頭 優貴		

本日の案件

- 開会
- 議席指定
- 副議長選挙
- 会期決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸報告
- 議会運営委員会委員補欠選任
- 広域連合一般に対する質問
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決
 - 第12号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第13号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計決算
 - 第14号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算
 - 第15号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第16号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第17号議案 専決処分について（令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 以下の議案の上程、提案理由説明、議案に対する質疑
 - 第1号報告 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費計算書の報告について
 - 第2号報告 放棄した債権の報告について
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 閉会

● 開 会

午前10時03分 休 憩

◇議長（松永幹哉議員）

おはようございます。ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております日程表のとおり進めます。

● 議席指定

◇議長（松永幹哉議員）

それでは、議席の指定を行います。

武雄市、みやき町の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた3名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定します。〔議席表（14ページ掲載）〕

● 副議長選挙

◇議長（松永幹哉議員）

次に、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、平野達矢議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました平野達矢議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した平野達矢議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選された平野達矢議員は欠席しておりますので、平野議員に副議長当選の告知と当選承諾の確認のため、しばらく休憩します。

なお、確認後、直ちに本会議を再開したいと思いますので、議員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

午前10時04分 再 開

◇議長（松永幹哉議員）

休憩前に続き会議を開きます。

平野議員に副議長当選の告知を行い、当選を承諾されるとのことでしたので、報告します。

なお、平野副議長には、別途文書での当選告知を行い、当選承諾書の提出を求めます。

● 会期決定

◇議長（松永幹哉議員）

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

● 会議録署名議員の指名

◇議長（松永幹哉議員）

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、松永憲明議員、江口孝二議員、この2名を指名します。

● 諸報告

◇議長（松永幹哉議員）

次に、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより承知をお願いします。〔諸報告（15ページ掲載）〕

● 議会運営委員会委員補欠選任

◇議長（松永幹哉議員）

次に、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。委員の補欠選任については、議長において松尾初秋議員を指名したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

● 広域連合一般に対する質問

◇議長（松永幹哉議員）

次に、広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許可します。

○土渕茂勝議員

おはようございます。江北町の土渕茂勝です。

現行の紙の保険証を残すようにということで質問をいたします。

12月2日以降、厚労省は現行の保険証を廃止し、資格確認書を発行するとしております。

資格確認書には、これまでの紙の保険証と同様、氏名、生年月日、記号、番号、保険者番号、有効期限が明記されております。ならば、これまでの紙の保険証を廃止する必要は全くないのではないのでしょうか。

一方、マイナンバーカードには、保険者番号などが記載されておらず、オンライン資格確認のシステムに不具合があれば、資格確認ができません。

医療現場では現在も資格確認ができず、一旦10割負担になるなど、トラブルが続いております。

また、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要で、更新には自治体の窓口に出向く必要があります。更新を忘れれば、医療機関にかかっても資格情報は無効となり、まさに無保険状態になります。広域連合としてこのことをどのように考えておられますか、答弁を求めたいと思います。

○事務局長兼会計管理者（馬場文則）

おはようございます。マイナ保険証に関しまして、御質問がございましたので、お答えをいたします。

マイナンバーカードと被保険者証のひもづけがなされた、いわゆるマイナ保険証につきましては、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものでございます。

マイナ保険証を利用することで、医療機関や薬局におきまして、患者の直近の資格情報などの確認ができるとともに、患者本人の同意に基づきまして、過去の薬剤情報や健康診断の結果などを見られるようになるため、身体の状態やほかの病気の情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となります。

また今後、救急現場におきましても、過去の診

療情報や薬剤情報を見られるようになるため、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などにも活用される見込みでございます。

それから、限度額適用認定証などの手続なしで、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるというメリットもございます。

このように、マイナ保険証は、従来の紙ベースの被保険者証と比べまして、大きなメリットがございます。

そのため、本広域連合としましては、マイナ保険証を基本とする仕組みを推進すべく、被保険者の皆さんに理解を深めていただけるよう周知し、引き続き、マイナ保険証の利用促進を図っていきたいと考えておるところでございます。

またあわせて、マイナ保険証を利用できない状況にある方につきましても、不利益が生じることがないように、資格確認書の交付などにより、丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、マイナ保険証利用時の不具合の件についてでございますが、現在におきましては、読み取り機器の障害など、何らかの事情により、マイナ保険証でオンライン資格確認ができない場合であっても、医療費が10割負担になることはなく、適切な自己負担分の支払いで必要な保険診療が受けられる対応策が取られているところでございます。

この件につきましては、厚生労働省が改めて作成したリーフレットに掲載されているところであり、国民、医療機関向けにさらなる周知、浸透が図られることとなります。

また、マイナンバーカードの電子証明の有効期限切れ、こちらの対応につきましても、有効期限の3か月前から更新案内通知などによりまして更新手続を促すということになりますが、有効期限が切れた場合であっても、期限後3か月間は引き続きオンライン資格確認が可能でございます。

また、期限後、3か月を経過した場合につきましてはオンライン資格確認ができなくなりますが、その前までに、資格確認書を職権で交付することとなりますので、議員御心配の資格情報が確認できない状態ということは生じないこととなります。

以上でございます。

○土淵茂勝議員

答弁ではありますけれども、混乱が起きていることは事実で、従来の紙の保険証ならば、こんなことは起こらないことです。そのことを指摘しておきたいと思えます。

広域連合から議員の皆さんに各市町のマイナ保険証の登録率、利用率の一覧表が届けられておると思いますが、確認をお願いいたします。

これを見ても分かるように、医療機関でのマイナ保険証の利用率は、9月集計時点で、佐賀県で後期高齢者14.96%、全国でも14.75%と低迷しております。高齢者の不安、不信を表していると言えるのではないのでしょうか。

また、後期高齢者のマイナ保険証の登録率は、佐賀県で65.14%、全国で60.13%で、3割を超える方々が紙の保険証を使っております。現行の紙の保険証が便利で安心できるというのが高齢者の率直な声ではないのでしょうか。

さきの衆議院選挙で紙の保険証を残すとの公約を掲げた立憲民主党が、11月12日に保険証廃止延期法案を衆院に提出いたしました。

NHKの衆議院選挙アンケートでは、廃止時期を延期すべき、廃止すべきではないとの合計が全体の55.15%に達しております。

世論と野党の戦い次第で、マイナ保険証の押しつけをはね返し、現行保険証を存続できる道が開けてきていると思えます。

連合長に求めます。これまでの現状と高齢者の願いを国に届けてほしいと思えます。紙の保険証を残すよう、力を貸していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○横尾俊彦広域連合長

私のほうから回答させていただきます。

お尋ねありがとうございます。とても大切な時期の大切な質問だと受け止めております。

マイナ保険証の利用率につきましては、今、議員からもありましたように、今まさにその進捗中だと認識をしています。

この登録率の向上等につきましては、マイナ保険証の利用に対する不安の払拭、またメリットへ

の理解をさらに深めていくことがとても大切だと考えています。

例えば、今月、11月14日ですけれども、全国の広域連合を代表して、福岡厚生労働大臣へ要望書を手交いたしました。全ての被保険者が引き続き安心して医療機関を受診できるよう、制度の周知、また広報を、改めて、引き続き行うようお願いをいたしました。

また、今月21日に開催をされました第186回の社会保障審議会医療保険部会におきまして、私も全国の後期高齢者医療広域連合を代表して参加をし、カードリーダー等に不具合が生じ、マイナ保険証利用者に御不便をかけることがないように、改めて医療機関等の機器のチェック、そして、対応を徹底してくださるよう厚生労働省へお願いをしたところでございます。

今後も医療機関窓口などでの現場の声、また被保険者の皆様の声を反映しつつ、誰もが安心してマイナ保険証を使うことのできるような仕組みづくりと、さらなる環境の整備というものを国へ求めていきたいと考えているところでございます。

これまでの報道等を見ましても、マイナ保険証の利便性のほうがなかなか伝わっていないなあという認識を持っています。

例えば、今年1月に能登で大きな地震がありました。避難所にいらっしゃる方が救急車を呼んだ場合、どんなふうだったかという、マイナ保険証を持っている方は、救急隊が着きますとカードリーダーで確認をして、その方の今までの投薬の履歴、健康の履歴、診察の履歴を確認することができますので、先ほどの事務局長答弁にもありましたように、搬送中に医療機関と連携をして、適切な医療を早く行うことができるようになっておることが分かりました。また、このことはより多くの方に知っていただく必要があると思っております。

またあわせて、大きな手術などを行いますと大きな費用がかかることになるわけですが、幸い日本には限度額認定制度がありますので、限度額以上の負担をしなくていいわけですが、そのことにつきましても、マイナ保険証の場合は

自動的に給付ができるようになっていきます。

そのほか、30ぐらいの行政的なサポートといえますか、給付について、マイナ保険証、あるいはマイナンバーカードが行えるようになっておりますので、こういったことも政府公報でしっかりと説明をしてくださいということをお願いしました。

本連合といたしましても、マイナ保険証を基本とする仕組みを推進していくべく、被保険者の皆さんに理解を深めていただけるように、政府公報などと連携をし、その周知に努めながら、引き続きマイナ保険証の利用促進を図っていきたく考えています。

なお、御意見があったことは関係機関に伝えていきたいと思っております。

以上です。

○土渕茂勝議員

最後に、マイナ保険証を強制しないこと、紙の保険証を残すよう強く求めて、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◇議長（松永幹哉議員）

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終わります。

● 議案上程

◇議長（松永幹哉議員）

次に、第12号議案から第17号議案までの議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長（松永幹哉議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

改めておはようございます。

本日、令和6年11月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、後期高齢者医療制度に関わる近況を御報告の上、今議会に提案いたしております諸議案につきまして、順次、まず説明をさせていただきます。

さて、今年度は医療保険制度におきまして、大きな転換期を迎えていることとなります。

後期高齢者医療制度のみならず、国民皆保険を未来につないでいくために、全世代対応型の持続

可能な社会保障制度を構築するための改革に関する法律が4月1日から施行となりました。

後期高齢者に関するものといたしましては、出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みの導入、後期高齢者にも負担能力に応じた御負担をいただくよう、医療給付費における高齢者負担率の見直しや所得に係る保険料率の引上げなどがありました。

次に、マイナンバーカードと保険証の一体化でございます。

令和6年12月2日以降、現行の保険証の新規発行はされなくなり、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となります。

マイナ保険証の利用率は、厚生労働省が令和6年10月分として集計した数値ではございますが、先ほどの質疑でもございましたけれども、全体で15.67%となっており、9月の集計分になりますが、佐賀県の後期高齢者だけをピックアップしますと14.96%となっているようです。

前にも申し上げましたが、医療DXの発展のためには、このマイナ保険証は基盤となるものであり、マイナ保険証を持つ、また使うことのメリットを被保険者の皆様に知ってもらい、その利用者をもっともっと増やしていかなければならないと受け止めています。

病院などで端末にカードをかざせば、自分が属する健康保険の資格が瞬時に確認がされ、過去の受診歴や薬の処方歴により、必要な医療を的確に受けることができます。特に救急医療での対応には効果を発揮するところであります。

こういったメリットを周知して、マイナ保険証の利用促進に努めてまいりたいと思っております。

なお、新規の年齢に到達された方、再発行を必要とする方、あるいは住所変更などに変更のある方などには資格確認書を発行して対応することとしています。

最後に、市町の皆様や関係機関とのさらなる連携を図りながら、地域の健康課題をしっかりと把握をし、後期高齢者の皆様の健康維持と疾病予防を図れるように、今後とも積極的に事業を実施してまいりますので、引き続き、お集まりの議員各

位にお力添えをよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、提案いたしております議案につきまして御説明させていただきます。

初めに、第12号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律及び一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分取扱いについて（厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）が一部改正され、徴収猶予の規定において、急患またはこれに類する理由がある被保険者が、保険医療機関等を受診した際の保険料の納付について、資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年間に限り保険料の徴収を猶予する旨を追加するものであります。

また、法律におきまして、被保険者証の文言、過料の規定が削除されるため、当広域連合の条例におきまして、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の罰則規定を削除する改正を行うものです。

次に、第13号議案は、令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定をいただきたく提案いたすものでございます。

その決算額は、歳入が1億8,998万9,533円、歳出が1億8,531万4,646円であり、歳入歳出差引額467万4,887円は翌年度へ繰越ししております。

歳入の主なものは、市町負担金と前年度繰越金です。

歳出の主なものは、広域連合の運営に要した派遣職員給与等負担金や事務所使用料となっております。

次に、第14号議案は、令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定をいただきたく提案をいたすものでございます。

その決算額は、歳入が1,386億8,216万6,444円、歳出が1,366億7,268万1,068円であり、歳入歳出差引額20億948万5,376円は翌年度へ繰越ししております。

歳入の主なものは、医療給付費に係る市町や国、県の負担金及び現役世代から支援される後期高齢

者負担金等でございます。

歳出の主なものは、療養給付費や高額療養費等の2款、保険給付費でございます。

なお、決算議案に関しましては、主要な施策の成果を説明する書類及び監査委員の決算審査意見書を添付いたしております。

次に、第15号議案の令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正の額は467万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,805万1,000円といたしております。

歳入につきましては、令和5年度剰余金の確定による繰越金を、歳出につきましては繰越金を財源とした予備費を計上いたしております。

次に、第16号議案の令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正の額は16億1,402万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,433億9,514万5,000円といたしております。

歳入につきましては、令和5年度の療養給付費市町負担金確定に伴う追加納付分としての市町支出金、増額補正の財源として、国庫支出金及び基金繰入金、保険料等に係る剰余金を繰越金として計上いたしております。

歳出につきましては、標準システムの改修等にかかる経費をはじめ、郵送料の値上げによる追加経費、繰越金等を財源とした後期高齢者医療給付費準備基金積立金、国庫負担金等の額の確定に伴う返還金を計上した諸支出金及び予備費の増額を行っているところです。

最後に、第17号議案の専決処分についてでございます。

令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度支払基金交付金の確定に伴う超過額の返還金につきまして、その納付期限が9月30日でありましたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願い

するものでございます。

以上、今回提案をいたしました議案につきまして御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑・討論

◇議長（松永幹哉議員）

なお、議案に対する質疑及び討論は通告がありませんでした。

● 採 決

◇議長（松永幹哉議員）

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次採決します。

まず、第12号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第12号議案は可決されました。

次に、第13号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計決算を採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第13号議案は認定されました。

次に、第14号議案 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算を採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第14号議案は認定されました。

次に、第15号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第15号議案は可決されました。

次に、第16号議案 令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第16号議案は可決されました。

次に、第17号議案 専決処分について（令和6年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第17号議案は承認されました。

● 報告事項

◇議長（松永幹哉議員）

次に、第1号報告から第2号報告までの報告を議題とします。

● 第1号報告事項説明

◇議長（松永幹哉議員）

広域連合長に、第1号報告 令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費計算書の報告について説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

では、第1号報告について説明をいたします。

令和5年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、電算システム運営管理費について、標準システムのクラウド化が1年先延ばしされたことに伴い、9,559万7,000円を令和6年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

● 第1号報告に対する質疑

◇議長（松永幹哉議員）

なお、第1号報告に対する質疑は通告がありませんでした。

● 第2号報告事項説明

◇議長（松永幹哉議員）

次に、広域連合長に、第2号報告 放棄した債権の報告についての説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

次に、第2号報告についての説明でございます。

本件は、佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

放棄いたします債権は、診療報酬返還金1件であり、債権者が生活困窮状態の適用を受けており、弁済される見込みがないことから、同条例第13条第1項第5号の規定に基づき、令和6年3月29日に債権放棄の決定を行ったものでございます。

● 第2号報告に対する質疑

◇議長（松永幹哉議員）

なお、第2号報告に対する質疑は通告がありませんでした。

以上で報告を終わります。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（松永幹哉議員）

ここでお諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 閉 会

◇議長（松永幹哉議員）

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時35分 閉 会

[当日配付資料]

議 席 表

(令和6年11月27日)

中村議員 (鹿島市)	松尾議員 (武雄市)	前田議員 (伊万里市)	野北議員 (多久市)	西依議員 (鳥栖市)	伊藤議員 (唐津市)	松永憲明議員 (佐賀市)	松永幹哉議員 (佐賀市)	15	16	17	18	19	20	21	22
大石議員 (みやき町)	平野議員 (みやき町)	大川議員 (上峰町)	中牟田議員 (基山町)	森田議員 (吉野ヶ里町)	増田議員 (神埼市)	古川議員 (嬉野市)	光岡議員 (小城市)	7	8	9	10	11	12	13	14
		江口孝二議員 (太良町)	内野議員 (白石町)	土淵議員 (江北町)	江口正勝議員 (大町町)	今泉議員 (有田町)	池田議員 (玄海町)	1	2	3	4	5	6		

議席の指定	大石 議員 (7番)
	平野 議員 (8番)
	松尾 議員 (16番)

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和6年2月20日から令和6年11月26日までに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

- 2月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度1月分)
- 3月21日 令和5年度定期監査の結果報告書
(令和4年12月1日～令和5年11月30日執行分)
- 3月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度2月分)
- 4月26日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度3月分)
- 5月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5・6年度4月分)
- 6月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5・6年度5月分)
- 7月26日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度6月分)
- 8月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度7月分)
- 9月30日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度8月分)
- 10月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和6年度9月分)
- 11月22日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の令和6年度10月分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 松 永 幹 哉

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 松 永 憲 明

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 江 口 孝 二

会 議 録 作 成 者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸